災害時に 避難行動要支援者の 命を守りましょう!

災害時に支援を 必要とする人々を

地域で支えよう

国の災害対策基本法改正に伴い、避難行動要支援者の名簿 作成が市町村に義務化されました。

9月上旬に登録申請書をお送りし、避難支援等関係者への 名簿提供の同意確認を行います。必ずご確認のうえ、ご返送 ください(施設に入所している人は除きます)。

対象となる人

- 新たに避難行動要支援者対象となられた人
- 昨年、同意・不同意の意思表示をされなかった人

避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある人のうち、次の要件に該当する人

- 要介護認定3~5の認定を受けている人
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する人 (心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く)
- ⑥ 療育手帳Aを所持する人
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- 6 80歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯(日中独居の人を含む)
- 何 自ら避難行動要支援者名簿への記載を求める 人等市長が必要と認める人





- ※同意されても、避難支援等が必ず保証される ものではありません。
- ※避難支援等関係者は、避難支援等に関し法的 な責任や義務を負うものではありません。



様式第1号

申請書の記入について

申請は、原則として本人の申請と します。本人が申請できない場合は、 配偶者や扶養義務者など(親権者・ 法定代理人等)が代わって行う代理 申請もできます。

※親権者・法定代理人等とは、同居 の家族等を含め、民生委員や自治 会等のことです。



避難行動要支援者への支援イメージ





3

- ・情報伝達
- ・避難支援

1

1

申請書提出「同意あり」

災害発生時に避難支援を受ける可能性が高まります。 平常時は見守りや声かけ、防 災訓練等に活用します。

不同意意

申請書提出「同意なし」

避難支援等関係者への名簿の 提供は行いません。

災害等が発生し、本人の生命・ 身体を保護する必要があると 市が判断した 緊急時 には、 情報提供・支援を行います。



2

平常時

緊急時

避難支援等関係者

- ◎災害発生時の、避難行動要支援者の安 否確認や情報伝達、避難の手助けなど を行います。
- ◎できる範囲での手助けをお願いします。 ※責任を伴うものではありません。
- ◎災害発生時はまず自分の身を守ってください。被災したときに無理な支援をお願いするものではありません。
- ◎平常時からの避難行動要支援者の見守りなどをとおして、支援活動が行いやすい環境づくりをお願いします。

役 割



次の避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。

- ① 自主防災組織(自治会)
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 伊佐湧水消防組合消防本部
- ④ 伊佐市消防団
- ⑤ 伊佐湧水警察署
- ⑥ 伊佐市社会福祉協議会
- ⑦ 校区コミュニティ協議会
- ⑧ 上記のほか避難支援等に携わる者で市長 が避難支援等に関し必要と認めるもの



・名簿を提供された関係者には、 守秘義務があります。

今年も全国各地で、甚大な災害が発生し多くの大切な命が失われています。

市では昨年度から本人の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に名簿の提供を行い、 見守りや災害時等に活用しています。

自分たちの地域で、"できる範囲"で構いません。

「地域で支援を必要とする人々を支える仕組みづくり」に、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 福祉課社会福祉係 ☎②1311